

中国における重点人員採用に係る優遇政策

Issue 24, September 2023

In brief

近年、中国は「共同富裕」というスローガンのもとに、国内の貧富の差を縮小させるさまざまな政策を打ち出しています。一方で、中国において労働者を雇用する企業はさまざまな外的要因・内的要因により、雇用を維持することで人件費がかさむなどのマイナスの影響を受けるケースが増えてきています。そのため、中国市場を活発化させ、中国における企業が中国市場に対する自信を取り戻して、国民がより豊かな生活を送れるように、中国政府はさまざまな優遇政策を打ち出し、企業にその優遇政策を享受するように促しています。

本ニュースレターでは、近年、最も注目されている優遇政策の 1 つである労働者の就職支援に関する政策について、その概要を解説します。

In detail

1. 重点人員採用に関する優遇政策の推移および主な内容

① 優遇政策の推移

企業における継続的な税負担の低減を図ると同時に、国内貧富の差を縮小させるために、一定の条件に該当する労働者（以下、重点人員）の就職を促進するように、中国政府は以下の優遇政策に関する通知・公告を公布しました。

公布年度	通知・公告	備考
2019 年	<ul style="list-style-type: none"> 「重点人員の起業・就業をさらに支援、促進するための税収政策に関する通知」（財税(2019)22 号、以下、22 号通知） 	—
2021 年	<ul style="list-style-type: none"> 「一部の貧困支援税収優遇政策の執行期間の延長に関する公告」（財政部・税務総局・人力资源社会保障部・国家農村振興局公告 2021 年 18 号、以下、18 号公告） 	22 号通知が規定する優遇政策の有効期間を 2025 年 12 月 31 日までに延長します。
2023 年	<ul style="list-style-type: none"> 「重点人員の起業・就業をさらに支援することに係る税収政策に関する公告」（財政部・税務総局・人力资源社会保障部・農業農村部公告 2023 年 15 号、以下、15 号公告） 	22 号通知および 18 号公告と重複しており、有効期間は 2027 年 12 月 31 日までに変更されました。

② 優遇政策の主な内容

該当する中国企業は一定の条件のもとに当該優遇政策を享受できます。主な内容は以下のとおりです。

(1) 重点人員の定義	<ul style="list-style-type: none"> 全国貧困支援開発情報システムの貧困世代情報登録制度に登録されている対象者 人材資源社会保障部門公共就業サービス機構に失業登録して半年以上、かつ「就業創業証」あるいは「就業失業登記証」を所持する対象者
(2) 適用可能な企業	<ul style="list-style-type: none"> 上記の重点人員と1年以上の雇用契約を締結し、かつ対象者のために社会保険料を納付している企業
(3) 主な優遇内容	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料を納付する当月より、3年以内に実際に採用した人数に基づき企業が納付すべき增值税、都市維持建設税、教育費付加、地方教育費付加および企業所得税について特定の税額控除を享受します。 定額基準：1人当たり毎年6,000～7,800元
(4) 適用期間	<ul style="list-style-type: none"> 2019年から2027年まで

2. 実務上の問題点および課題

企業が当該優遇政策を申請するにあたり、直面しうる主な問題点および課題は以下のとおりです。

① 申請に関する検討

・ 該当する従業員の情報収集

条件を満たす従業員の情報を取得するために、グループ内中国子会社の全従業員の情報を正確に把握する必要があります。

・ 最新の政策の理解

政策が予告なく変更される可能性があります。最新の内容を把握し、かつ正しく理解することが求められます。

② 申請後の対応

- 各グループ内中国子会社が所在する地域の税務局および人材資源社会保障部の要求をそれぞれ正しく理解し、適切な資料や各地行政機関に適した交渉スキルが必要とされており、専門スキルやマンパワーが求められます。
- 企業の負担を最小限に抑えるために、後続年度での申告方法や頻度などの詳細について各地行政機関と確認し、明確にする必要があります。
- 税制優遇の申請において、税務局は企業の申請に係るコンプライアンス遵守に非常に注目しており、処理誤りあるいは不適切な点がある場合、税務調査あるいは質疑を受ける可能性があるため、気になる点がありましたら、早めに専門家へ相談することをお勧めします。

The takeaway

中国政府は、中国市場の活発化を図り中国市場に対する企業の自信を取り戻すため、さらに国内に広まる貧富の差を可能な限り縮小させるために、この重点人員採用に関する優遇政策を公布しました。現在、日系企業が本優遇政策を活用しているケースは、欧米企業に比べると少ないように見受けられます。企業にとって人件費が以前にも増して利益を圧迫しているような状況において、少しでもコストを抑え、自社の競争優位性を高めるために、このような優遇政策を検討されるべきといえます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

ディレクター

佐々木 敏子

シニア マネージャー

丁 琦忠

PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

www.pwccn.com

北京事務所

パートナー

山崎 学

上海事務所

パートナー

渕澤 高明

上海事務所

シニア マネージャー

松島 伸帆

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 國に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.